目 次

はしがき

凡例

法制審議会民法(債権関係)部会 部会資料一覧 削除条文·対応規定早見表 和田勝行 執筆者紹介

総説

松岡久和 3

解説のある箇所に執筆者名を明記した。解説は、改正された条文(新設条文を含む)について付したほか、改正に至らなかった論点についても、適宜、後注を設けて付した。

第1編総則

15

第1章 通 則

第1条・第2条 略

第2章 人 15

第1節 権利能力

第3条 略

第2節 意思能力

第3条の2

鹿野菜穂子 15

第3節 行為能力

第4条 成 年

松本恒雄 19

第5条~第12条 略

第13条 保佐人の同意を要する行為等

鹿野菜穂子 24

第14条~第19条 略

第20条 制限行為能力者の相手方の催告権

鹿野菜穂子 26

第21条 略

第4節 住 所

第22条~第24条 略

第5節 不在者の財産の管理及び失踪 の宣告

第25条~第32条 略

第6節 同時死亡の推定

第32条の2 略

第3章 法 人

第33条~第84条 略

第4章 物

第85条 略

第86条 不動産及び動産 高田晴仁 28

第87条~第89条 略

27

28

第114条 無権代理の相手方の催告権 第5章 法律行為 31 第115条 無権代理の相手方の取消権 第116条 無権代理行為の追認 第1節 総 則 第117条 無権代理人の責任 佐久間毅 91 前 注 第118条 単独行為の無権代理 山本敬三 31 第90条 公序良俗 山本敬三 36 第4節 無効及び取消し 第91条 任意規定と異なる意思表示 第92条 任意規定と異なる慣習 前注 大中有信 93 第119条 無効な行為の追認 第2節 意思表示 第120条 取消権者 大中有信 94 第93条 心裡留保 鹿野菜穂子 47 第121条 取消しの効果 第94条 虚偽表示 第121条の2 原状回復の義務 第95条 錯 誤 鹿野菜穂子 49 第122条 取り消すことができる行為の追認 第96条 詐欺又は強迫 *II* 71 第97条 意思表示の効力発生時期等 〃 73 第123条 取消し及び追認の方法 第98条 公示による意思表示 第124条 追認の要件 大中有信 IIO 第98条の2 意思表示の受領能力 第125条 法定追認 鹿野菜穂子 75 第126条 取消権の期間の制限 第3節 代 理 第5節 条件及び期限 第99条 代理行為の要件及び効果 前 注 大中有信 118 第100条 本人のためにすることを示さない意 第127条 条件が成就した場合の効果 思表示 第128条 条件の成否未定の間における相手方 第101条 代理行為の瑕疵 佐久間毅 77 の利益の侵害の禁止 第102条 代理人の行為能力 // 8o 第129条 条件の成否未定の間における権利の 第103条 権限の定めのない代理人の権限 処分等 第104条 任意代理人による復代理人の選任 第130条 条件の成就の妨害等 大中有信 110 第105条 法定代理人による復代理人の選任 第131条 既成条件 第132条 不法条件 佐久間毅 82 第106条 復代理人の権限等 11 82 第133条 不能条件 第107条 代理権の濫用 11 83 第134条 随意条件 第108条 自己契約及び双方代理等 〃 84 第135条 期限の到来の効果 第109条 代理権授与の表示による表見代理等 第136条 期限の利益及びその放棄 // 86 第137条 期限の利益の喪失

佐久間毅 88

第6章 期間の計算

124

11 99

// gg

// 109

// 113

第138条~第143条 略

第113条 無権代理

第111条 代理権の消滅事由

第110条 権限外の行為の表見代理 // 87

第112条 代理権消滅後の表見代理等

11 156

// 157

// 171

第169条 判決で確定した権利の消滅時効 パ 174

第170条から第174条まで 削 除

第154条 第7章 時 効 125 第155条から第157条まで 削 除 前注 香川 崇 125 第158条 未成年者又は成年被後見人と時効の 完成猶予 香川 崇 156 第1節 総 則 第159条 夫婦間の権利の時効の完成猶予 ル 157 第144条 時効の効力 第160条 相続財産に関する時効の完成猶予 第145条 時効の援用 香川 崇 125 第161条 天災等による時効の完成猶予 〃 158 第146条 時効の利益の放棄 第147条 裁判上の請求等による時効の完成猶 第2節 取得時効 予及び更新 香川 崇 128 第162条~第165条 略 第148条 強制執行等による時効の完成猶予及 び更新 // 140 第3節 消滅時効 第149条 仮差押え等による時効の完成猶予 前注 香川 崇 160 // 148 第150条 催告による時効の完成猶予 // 149 第166条 債権等の消滅時効 香川 崇 161 第151条 協議を行う旨の合意による時効の完 第167条 人の生命又は身体の侵害による損害 成猶予 // I50 賠償請求権の消滅時効 第152条 承認による時効の更新 // I55 第168条 定期金債権の消滅時効

第2編 物 権

11 156

第175条~第398条の22 略

第401条 種類債権

第402条 金銭債権

ぶ者の範囲

第153条 時効の完成猶予又は更新の効力が及

第3編 債 権

第403条 第1章 総 則 179 第404条 法定利率 原田昌和 184 第405条 利息の元本への組入れ 第1節 債権の目的 第406条 選択債権における選択権の帰属 前 注 原田昌和 179 第407条 選択権の行使 第399条 債権の目的 第408条 選択権の移転 第400条 特定物の引渡しの場合の注意義務 第409条 第三者の選択権 第410条 不能による選択債権の特定 原田昌和 181

第411条 選択の効力

原田昌和 191

第2節 債権の効力

第1款 債務不履行の責任等

前 注 第412条 履行期と履行遅滞 潮見佳男 195 第412条の2 履行不能 松尾 弘 196 第413条 受領遅滞 平野裕之 203 第413条の2 履行遅滞中又は受領遅滞中の 履行不能と帰責事由 潮見佳男 208 第414条 履行の強制 松尾 弘 214 第415条 債務不履行による損害賠償 潮見佳男 218 第416条 指害賠償の範囲 松本恒雄 228 第417条 損害賠償の方法 第417条の2 中間利息の控除 原田昌和 232 第418条 過失相殺 松本恒雄 234 第419条 金銭債務の特則 11 237 第420条 賠償額の予定 // 239 第421条

第2款 債権者代位権

第422条 損害賠償による代位

第423条 債権者代位権の要件

中井康之・赫 高規 244 第423条の 2 代位行使の範囲 // 252 第423条の 3 債権者への支払又は引渡し // 254 第423条の 4 相手方の抗弁 // 258 第423条の 5 債務者の取立てその他の処分 の権限等 // 259 第423条の 6 被代位権利の行使に係る訴え を提起した場合の訴訟告知 // 265 第423条の 7 登記又は登録の請求権を保全

第422条の2 代償請求権 潮見佳男 242

第3款 詐害行為取消権

前 注 中井康之・赫 高規 269

するための債権者代位権 // 266

第一目 詐害行為取消権の要件

第424条 詐害行為取消請求

中井康之・赫 高規 272

潮見佳男・松本恒雄 193 第424条の 2 相当の対価を得てした財産の

処分行為の特則 ル

第424条の3 特定の債権者に対する担保の

供与等の特則

第424条の4 過大な代物弁済等の特則 // 281

第424条の5 転得者に対する詐害行為取消

請求 // 28

第424条の 6 財産の返還又は価額の償還の 請求 中井康之・赫 高規 287 第424条の 7 被告及び訴訟告知 // 290 第424条の 8 詐害行為の取消しの範囲 // 292 第424条の 9 債権者への支払又は引渡し // 295

第三目 詐害行為取消権の行使の効果

第425条 認容判決の効力が及ぶ者の範囲 中井康之・赫 高規 300

第425条の2 債務者の受けた反対給付に関 する受益者の権利 // 304

第425条の3 受益者の債権の回復 // 309 第425条の4 詐害行為取消請求を受けた転

得者の権利

// 311

第四目 詐害行為取消権の期間の制限

第426条 中井康之・赫 高規 316

第3節 多数当事者の債権及び債務

前 注(第3節第1款~第4款の前注) 寺川 永 318

第1款 総 則

第427条 分割債権及び分割債務

第2款 不可分債権及び不可分債務	第一目 総 則
第428条 不可分債権	第446条 保証人の責任等 齋藤由起 358
第429条 不可分債権者の1人との間の更改又	第447条 保証債務の範囲
は免除 ″ 328	第448条 保証人の負担と主たる債務の目的又
第430条 不可分債務 // 330	は態様 齋藤由起 358
第431条 可分債権又は可分債務への変更	第449条 取り消すことができる債務の保証
第3款 連帯債権	第450条 保証人の要件
先 3 秋 连市 俱惟	第451条 他の担保の供与
第432条 連帯債権者による履行の請求等	第452条 催告の抗弁
寺川 永 332	第453条 検索の抗弁
第433条 連帯債権者の1人との間の更改又は	第454条 連帯保証の場合の特則
免除 // 334	第455条 催告の抗弁及び検索の抗弁の効果
第434条 連帯債権者の1人との間の相殺 // 335	第456条 数人の保証人がある場合
第435条 連帯債権者の1人との間の混同 // 336	第457条 主たる債務者について生じた事由の
第435条の2 相対的効力の原則 // 337	効力 齋藤由起 361
第4款 連帯債務	第458条 連帯保証人について生じた事由の効力
	// 364
第436条 連帯債務者に対する履行の請求	第458条の2 主たる債務の履行状況に関す
寺川 永 337	る情報の提供義務 // 366
第437条 連帯債務者の1人についての法律行	第458条の3 主たる債務者が期限の利益を喪
為の無効等	失した場合における情報の提供義務
第438条 連帯債務者の1人との間の更改	// 368
寺川 永 340	第459条 委託を受けた保証人の求償権 // 369
第439条 連帯債務者の1人による相殺等	第459条の2 委託を受けた保証人が弁済期前
// 340	に弁済等をした場合の求償権 // 369
第440条 連帯債務者の1人との間の混同	第460条 委託を受けた保証人の事前の求償権
第441条 相対的効力の原則 // 341	// 371
第442条 連帯債務者間の求償権 // 343	第461条 主たる債務者が保証人に対して償還
第443条 通知を怠った連帯債務者の求償の制限	をする場合 // 372
// 345 第144名	第462条 委託を受けない保証人の求償権 // 372
第444条 償還をする資力のない者の負担部分	第463条 通知を怠った保証人の求償の制限等
の分担 // 351 第445条 連帯債務者の1人との間の免除等と	// 373 第464条 市票停放フルズ可公停放の伊証 Lの
	第464条 連帯債務又は不可分債務の保証人の 求償権
求償権	ボ県惟 第465条 共同保証人間の求償権
第5款 保証債務	カサリオ 万門 体皿 八回 リハ 損惟
前 注 齋藤由起 356	

第二目 個人根保証契約

第465条の2 個人根保証契約の保証人の責任等 齋藤由起 376 第465条の3 個人貸金等根保証契約の元本確定期日 // 378 第465条の4 個人根保証契約の元本の確定事由 // 380 第465条の5 保証人が法人である根保証契約の求償権 // 382

第三目 事業に係る債務についての保 証契約の特則

第4節 債権の譲渡

第466条 債権の譲渡性 石田 剛 395 第466条の2 譲渡制限の意思表示がされた 債権に係る債務者の供託 // 408 第466条の3 // 410 第466条の4 譲渡制限の意思表示がされた 債権の差押え 11 413 第466条の5 預金債権又は貯金債権に係る 譲渡制限の意思表示の効力 // 414 第466条の6 将来債権の譲渡性 ″ 417 第467条 債権の譲渡の対抗要件 11 425 第468条 債権の譲渡における債務者の抗弁 // 432 第469条 債権の譲渡における相殺権 // 439

第5節 債務の引受け

第1款 併存的債務引受

第470条 併存的債務引受の要件及び効果 野澤正充 449 第471条 併存的債務引受における引受人の抗 弁等 // 450

第2款 免責的債務引受

第472条 免責的債務引受の要件及び効果 野澤正充 452 第472条の 2 免責的債務引受における引受

R証の効力 人の抗弁等 // 454 齋藤由起 384 第472条の 3 免責的債務引受における引受 長の方式の 人の求償権 // 455

> 第472条の 4 免責的債務引受による担保の 移転 // 456

第6節 債権の消滅

第1款 弁 済

前 注 森永淑子 458

森永淑子 46o

// 461

第一目 総 則

第474条 第三者の弁済

第473条 弁 済

第475条 弁済として引き渡した物の取戻し 第476条 弁済として引き渡した物の消費又は 譲渡がされた場合の弁済の効力等 森永淑子 466 第477条 預金又は貯金の口座に対する払込み による弁済 // 466 第478条 受領権者としての外観を有する者に 対する弁済 // 475 第479条 受領権者以外の者に対する弁済 // 475 第480条 削 除 第481条 差押えを受けた債権の第三債務者の 弁済 森永淑子 475 第482条 代物弁済 11 476 第509条 不法行為等により生じた債権を受働 第483条 特定物の現状による引渡し 〃 478 債権とする相殺の禁止 深谷 格 523 // 481 第484条 弁済の場所及び時間 第510条 差押禁止債権を受働債権とする相殺 第485条 弁済の費用 の禁止 第486条 受取証書の交付請求 森永淑子 482 第511条 差押えを受けた債権を受働債権とす 第487条 債権証書の返還請求 る相殺の禁止 深谷 格 527 第488条 同種の給付を目的とする数個の債務 第512条 相殺の充当 // 534 がある場合の充当 森永淑子 483 第512条の2 // 538 第489条 元本、利息及び費用を支払うべき場 第3款 更改 合の充当 森永淑子 485 第513条 更 改 山野目章夫 539 第490条 合意による弁済の充当 // 487 第491条 数個の給付をすべき場合の充当 ル 488 第514条 債務者の交替による更改 // 541 第492条 弁済の提供の効果 11 480 第515条 債権者の交替による更改 ″ 543 第493条 弁済の提供の方法 第516条及び第517条 削 除 第518条 更改後の債務への担保の移転 第二目 弁済の目的物の供託 山野目章夫 544 第494条 供 託 森永淑子 491 後 注 (第3款更改の後注―決済と更改) 第495条 供託の方法 山野目章夫 547 第496条 供託物の取戻し 第4款 免 除 第497条 供託に適しない物等 森永淑子 404 第498条 供託物の還付請求等 11 496 前 注 山野目章夫 548 第519条 第三日 弁済による代位 第5款 混 同 第499条 弁済による代位の要件 森永淑子 407 第500条 // 499 第520条 第501条 弁済による代位の効果 // 501 第7節 有価証券 第502条 一部弁済による代位 // 507 第503条 債権者による債権証書の交付等 前注 高田晴仁 550 第504条 債権者による担保の喪失等 第1款 指図証券 森永淑子 510 第520条の2 指図証券の譲渡 高田晴仁 556 第2款 相 殺 第520条の3 指図証券の裏書の方式 ″ 559 前 注 深谷 格 515 第520条の4 指図証券の所持人の権利の推定 深谷 格 517 第505条 相殺の要件等 // 56o 第506条 相殺の方法及び効力 第520条の5 指図証券の善意取得 // 561 第507条 履行地の異なる債務の相殺 第520条の6 指図証券の譲渡における債務 第508条 時効により消滅した債権を自働債権 者の抗弁の制限 11 562 とする相殺 第520条の7 指図証券の質入れ // 564 第520条の8 指図証券の弁済の場所 ″ 565

第520条の9 指図証券の提示と履行遅滞 // 566 第525条 承諾の期間の定めのない申込み 第520条の10 指図証券の債務者の調査の権 利等 11 567 第520条の11 指図証券の喪失 ″ 570 第520条の12 指図証券喪失の場合の権利行 使方法 // 57I 第2款 記名式所持人払証券 第520条の13 記名式所持人払証券の譲渡 高田晴仁 572 第520条の14 記名式所持人払証券の所持人 の権利の推定 // 574 第520条の15 記名式所持人払証券の善意取得 ^{//} 574 第520条の16 記名式所持人払証券の譲渡に おける債務者の抗弁の制限 ″ 575 第520条の17 記名式所持人払証券の質入れ N 575 第520条の18 指図証券の規定の準用 〃 576 第3款 その他の記名証券 第520条の19 高田晴仁 577 第4款 無記名証券 第520条の20 高田晴仁 585 第2章 契約 589

第1節 総 則

第1款 契約の成立

前注 滝沢昌彦 58g 第521条 契約の締結及び内容の自由 横山美夏 592 第522条 契約の成立と方式 滝沢昌彦 597 第523条 承諾の期間の定めのある申込み 〃 600

第524条 遅延した承諾の効力

滝沢昌彦 6oɪ 第526条 申込者の死亡等 11 605

第527条 承諾の通知を必要としない場合にお ける契約の成立時期

第528条 申込みに変更を加えた承諾

第529条 懸賞広告 滝沢昌彦 610 第529条の2 指定した行為をする期間の定

めのある懸賞広告

第529条の3 指定した行為をする期間の定 めのない懸賞広告

第530条 懸賞広告の撤回の方法 11 614 第531条 懸賞広告の報酬を受ける権利

第532条 優等懸賞広告

第2款 契約の効力

第533条 同時履行の抗弁 松井和彦 616 第534条及び第535条 削 除 第536条 債務者の危険負担等 平野裕之 617 前 注 (第537条~第539条の前注) 荻野奈緒 632 第537条 第三者のためにする契約 荻野奈緒 633 第538条 第三者の権利の確定 // 635 第539条 債務者の抗弁

第3款 契約上の地位の移転

第539条の2 野澤正充 636

第4款 契約の解除

前注 渡辺達徳 640 第540条 解除権の行使 第541条 催告による解除 渡辺達徳 641 第542条 催告によらない解除 〃 651 第543条 債権者の責めに帰すべき事由による 場合 11 656 第544条 解除権の不可分性

第545条 解除の効果 渡辺達徳 658 第546条 契約の解除と同時履行

第547条 催告による解除権の消滅

第548条 解除権者の故意による目的物の損傷 第565条 移転した権利が契約の内容に適合し 等による解除権の消滅 渡辺達徳 66o ない場合における売主の担保責任 11 754 第5款 定型約款 第566条 目的物の種類又は品質に関する担保 前注 大澤 彩 662 責任の期間の制限 第548条の2 定型約款の合意 大澤 彩 667 第567条 目的物の滅失等についての危険の移転 第548条の3 定型約款の内容の表示 〃 681 第548条の4 定型約款の変更 // 684 第568条 競売における担保責任等 11 776 第569条 債権の売主の担保責任 第2節 贈 与 第570条 抵当権等がある場合の買主による費 前 注 用の償還請求 北居 功 782 森山浩江 6go 第571条 削 除 第549条 贈 与 森山浩江 602 第572条 担保責任を負わない旨の特約 第550条 書面によらない贈与の解除 // 695 第551条 贈与者の引渡義務等 11 699 北居 功 784 第552条 定期贈与 第573条 代金の支払期限 第553条 負担付贈与 第574条 代金の支払場所 第575条 果実の帰属及び代金の利息の支払 第554条 死因贈与 第576条 権利を取得することができない等の 第3節 売 買 おそれがある場合の買主による代金 前 注 北居 功 707 の支払の拒絶 北居 功 785 第577条 抵当権等の登記がある場合の買主に 第1款 総 則 よる代金の支払の拒絶 リ 788 第555条 売 買 第578条 売主による代金の供託の請求 第556条 売買の一方の予約 第3款 買戻し 第557条 手 付 北居 功 708 第558条 売買契約に関する費用 第579条 買戻しの特約 北居 功 780 第559条 有償契約への準用 第580条 買戻しの期間 第581条 買戻しの特約の対抗力 北居 功 792 第2款 売買の効力 第582条 買戻権の代位行使 第560条 権利移転の対抗要件に係る売主の義務 第583条 買戻しの実行 第584条 共有持分の買戻特約付売買 北居 功 712 第561条 他人の権利の売買における売主の義務 第585条 // 714 第4節 交 換 第562条 買主の追完請求権 // 722 第563条 買主の代金減額請求権 11 739 第586条 第564条 買主の損害賠償請求及び解除権の行使 第5節 消費貸借 11 746 前 注 小野秀誠 795 第587条 消費貸借

第587条の2 書面でする消費貸借等	第607条 賃借人の意思に反する保存行為
小野秀誠 796	第607条の2 賃借人による修繕 秋山靖浩 837
第588条 準消費貸借 // 803	第608条 賃借人による費用の償還請求
第589条 利 息 // 805	第609条 減収による賃料の減額請求
第590条 貸主の引渡義務等 // 806	秋山靖浩 838
第591条 返還の時期 // 808	第610条 減収による解除
第592条 価額の償還	第611条 賃借物の一部滅失等による賃料の減
	額等 秋山靖浩 839
第6節 使用貸借	第612条 賃借権の譲渡及び転貸の制限
第593条 使用貸借 鎌野邦樹 812	第613条 転貸の効果 秋山靖浩 841
第593条の2 借用物受取り前の貸主による	第614条 賃料の支払時期
使用貸借の解除 // 813	第615条 賃借人の通知義務
第594条 借主による使用及び収益	第616条 賃借人による使用及び収益
第595条 借用物の費用の負担	秋山靖浩 844
第596条 貸主の引渡義務等 鎌野邦樹 815	VC 100 ***
第597条 期間満了等による使用貸借の終了	第3款 賃貸借の終了
// 816	第616条の2 賃借物の全部滅失等による賃
第598条 使用貸借の解除 // 817	貸借の終了 秋山靖浩 844
第599条 借主による収去等 // 819	第617条 期間の定めのない賃貸借の解約の申
第600条 損害賠償及び費用の償還の請求権に	入れ
ついての期間の制限 // 821	第618条 期間の定めのある賃貸借の解約をす
ラマ・マッカ川町・小田町 // 021	る権利の留保
第7節 賃貸借	第619条 賃貸借の更新の推定等 秋山靖浩 845
	第620条 賃貸借の解除の効力 鎌野邦樹 846
第1款 総 則	第621条 賃借人の原状回復義務 // 846
第601条 賃貸借 秋山靖浩 823	第622条 使用貸借の規定の準用 // 848
第602条 短期賃貸借 // 823	第022末 区用其间VI然定VI平用
第603条 短期賃貸借の更新	第4款 敷 金
第604条 賃貸借の存続期間 秋山靖浩 824	第622条の2 鎌野邦樹 849
东004宋 貝貝目の任机期间	第972年の2
第2款 賃貸借の効力	第8節 雇 用
第605条 不動産賃貸借の対抗力 秋山靖浩 826	前 注 山川隆一 852
第605条の2 不動産の賃貸人たる地位の移	第623条 雇 用
転 // 828	第624条 報酬の支払時期
第605条の3 合意による不動産の賃貸人た	第624条の2 履行の割合に応じた報酬
る地位の移転 // 833	山川隆一 853
第605条の4 不動産の賃借人による妨害の	第625条 使用者の権利の譲渡の制限等
停止の請求等 // 834	第626条 期間の定めのある雇用の解除
第606条 賃貸人による修繕等 // 835	山川隆一 856
7,77,71, 0, 0, 12,711 v	/ <u></u>

第627条	期間の定めのない雇用の解約の申入	第655条 委任の終了の対抗要件
	れ 11 859	第656条 準委任
第628条 第629条	やむを得ない事由による雇用の解除 雇用の更新の推定等	第11節 寄 託
第630条	雇用の解除の効力	前 注 行澤一人 902
第631条	使用者についての破産手続の開始に	第657条 寄 託 行澤一人 902
	よる解約の申入れ	第657条の2 寄託物受取り前の寄託者によ
** - **	-+ 4	る寄託の解除等 ″ 903
第9節	請負	第658条 寄託物の使用及び第三者による保管
前 注	笠井 修 865	// 906
第632条	請負	第659条 無報酬の受寄者の注意義務 ″ 908
第633条	報酬の支払時期	第660条 受寄者の通知義務等 〃 909
第634条	注文者が受ける利益の割合に応じた	第661条 寄託者による損害賠償
	報酬 笠井 修 872	第662条 寄託者による返還請求等 行澤一人 913
第635条	削除	第663条 寄託物の返還の時期
第636条	請負人の担保責任の制限 笠井 修 884	第664条 寄託物の返還の場所
第637条	目的物の種類又は品質に関する担保	第664条の2 損害賠償及び費用の償還の請
	責任の期間の制限 // 886	求権についての期間の制限
第638条7	から第640条まで 削 除	行澤一人 914
第641条	注文者による契約の解除	第665条 委任の規定の準用 // 916
第642条	注文者についての破産手続の開始に	第665条の2 混合寄託 // 916
	よる解除 笠井 修 889	第666条 消費寄託 // 918
第10節	委 任	第12節 組 合
前注	吉永一行 891	第667条 組合契約
第643条	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	第667条の2 他の組合員の債務不履行
第644条	受任者の注意義務	西内康人 922
第644条0	の 2 復受任者の選任等 吉永一行 893	第667条の3 組合員の1人についての意思
第645条	受任者による報告	表示の無効等 // 926
第646条	受任者による受取物の引渡し等	第668条 組合財産の共有
第647条	受任者の金銭の消費についての責任	第669条 金銭出資の不履行の責任
第648条	受任者の報酬 吉永一行 894	第670条 業務の決定及び執行の方法
第648条0	の 2 成果等に対する報酬 // 897	西内康人 929
第649条	受任者による費用の前払請求	第670条の2 組合の代理 // 932
第650条	受任者による費用等の償還請求等	第671条 委任の規定の準用 // 934
第651条	委任の解除 吉永一行 898	第672条 業務執行組合員の辞任及び解任
第652条	委任の解除の効力	// 934
	21	
第653条	委任の終了事由	第673条 組合員の組合の業務及び財産状況に
	委任の終了事由 委任の終了後の処分	第673条 組合員の組合の業務及び財産状況に 関する検査 " 935

第674条 組合員の損益分配の割合

第675条 組合の債権者の権利の行使

西内康人 935

11 938

11 939

第676条 組合員の持分の処分及び組合財産の

分割 // 937

第677条 組合財産に対する組合員の債権者の

権利の行使の禁止

第677条の2 組合員の加入

第678条 組合員の脱退

第679条

第680条 組合員の除名

第680条の2 脱退した組合員の責任等

西内康人 941

第681条 脱退した組合員の持分の払戻し

第682条 組合の解散事由 西内康人 943

第683条 組合の解散の請求

第684条 組合契約の解除の効力

第685条 組合の清算及び清算人の選任

西内康人 945

第686条 清算人の業務の決定及び執行の方法

// 945

第687条 組合員である清算人の辞任及び解任

11 946

第688条 清算人の職務及び権限並びに残余財

産の分割方法

第13節 終身定期金

前注 神田 桂 947

第689条 終身定期金契約

第690条 終身定期金の計算

第691条 終身定期金契約の解除

第692条 終身定期金契約の解除と同時履行

第693条 終身定期金債権の存続の宣告

判例索引

事項索引

第694条 終身定期金の遺贈

第14節 和 解

前注 神田 桂 951

第695条 和 解

第696条 和解の効力

後 注 (第3編債権第2章契約の後注)

契約交渉段階 池田清治 954

契約の解釈 沖野眞已 963

事情変更の法理 石川博康 970

不安の抗弁権 松井和彦 975

継続的契約 丸山絵美子 979

第3章 事務管理

982

982

第697条~第702条 略

第4章 不当利得

第703条~第708条 略

第5章 不法行為

983

第709条~第721条 略

第722条 損害賠償の方法、中間利息の控除及

び過失相殺 原田昌和 983

第723条 略

第724条 不法行為による損害賠償請求権の消

滅時効 香川 崇 983

第724条の2 人の生命又は身体を害する不

法行為による損害賠償請求権の消滅

時効 // 986